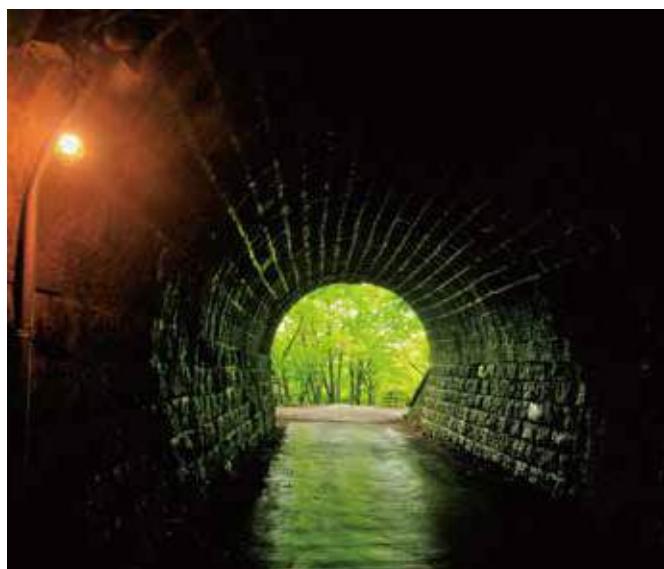


これぞ、伊豆の風景



伊豆市の景観まちづくりが始まります!

伊豆市景観まちづくり計画（パンフレット版）

伊豆市には、ステキな景観がたくさんあります。

●自然景観

天城山や達磨山などの山並み、入り組んだ海岸線、狩野川や大見川、富士山の眺望など、豊かな自然環境が土台となり、特徴ある農地景観や観光名所が育まれてきました。



1



2



3



4



5



6



7

●歴史的・文化的な景観

温泉場や旧下田街道沿いの集落の街並み、趣のある建造物、遺跡や史跡など、歴史や文化を感じさせる景観があります。



8



9



10



11

●交流・暮らしの景観

市街地・中心集落地の街並み、自然と調和した集落の街並み、市の玄関口である駅や港、車窓からの眺め、ランドマークとなる建造物、祭りやイベントなど、人の暮らしや交流を感じさせる景観があります。



12



13



14



15

■伊豆市のステキな景観位置図



- ①淨蓮の滝 ②だるま山高原レストハウスからの眺め ③中伊豆ワイナリーシャトーからの眺望 ④荒原の棚田（長野地区） ⑤狩野川遊歩道 ⑥土肥海岸 ⑦滑沢渓谷 ⑧瓜生野の街並み ⑨梅木発電所導水路水路橋 ⑩来宮神社と鳥居杉 ⑪独鉢の湯 ⑫修善寺橋 ⑬修善寺駅 ⑭大藪区天王神社の例祭 暴れ神輿 ⑮天城湯ヶ島の宿商店街

景観計画のあらまし

平成25年1月1日に景観行政団体となった伊豆市は、市民・事業者・行政の協働により、良好な景観の保全・継承・創出に積極的に取り組むため、景観法を活用し、「伊豆市景観まちづくり計画」「伊豆市景観まちづくり条例」を定めました。

■ 景観とは？

景観とは、まちの中にある山や川、建物や道路、公園などの街並みや自然の風景のことです。これを眺めることによって、「きれい」「歴史を感じる」「心がなごむ」と思うものは良い景観であると言えます。先祖から受け継ぎ、育まれた良い景観、美しい景観は市民にとって大切な「地域の財産」でもあります。

景観まちづくりのテーマ

大地の恵みと古からの 人々の営みが輝く美しい伊豆市

駿河湾、天城山系、狩野川の雄大な自然、生き生きとした暮らしや生業の風景、国内外から旅行者を惹きつける観光地、市民・事業者・行政が共に行動する姿といった、伊豆半島ならではの魅力がぎゅっと凝縮された「これぞ、伊豆の風景」と思える景観の実現を目指します。

良好な景観の形成のための行為の制限

建築物の建築等について、届出が必要な行為（届出対象行為）を定めています。

良好な景観を形成するために、建築物の色彩や意匠、使用する材料など、行為の制限（景観形成基準）を定めています。

景観重要公共施設の整備の方針

景観上重要な道路や河川などは、「景観重要公共施設」として位置づけ、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

景観上重要な建造物や樹木については、「景観重要建造物」「景観重要樹木」として指定し、保全や活用を図ります。

■ なぜ今、景観まちづくりに取り組むの？

良い景観を守り、つくることは、ふるさとへの愛着と誇りを育み、観光交流の活性化、国内外への本市のアピール、移住定住の促進などが期待できます。

このため、景観に関わるさまざまな活動を「景観まちづくり」と捉え、景観法を活用しつつ、取組みを進めていきます。

景観の構成

伊豆市の景観は、土地利用に基づく5つの「ゾーンの景観」を基本としながら、市の玄関口や地域の拠点などの「拠点の景観」、主要な道路や河川の「軸の景観」、富士山などの「眺望の景観」から構成されます。



屋外広告物の表示等の方針

屋外広告物（看板など）は景観を構成する重要な要素であるため、屋外広告物に対する基本的な考え方を定めています。



太郎杉

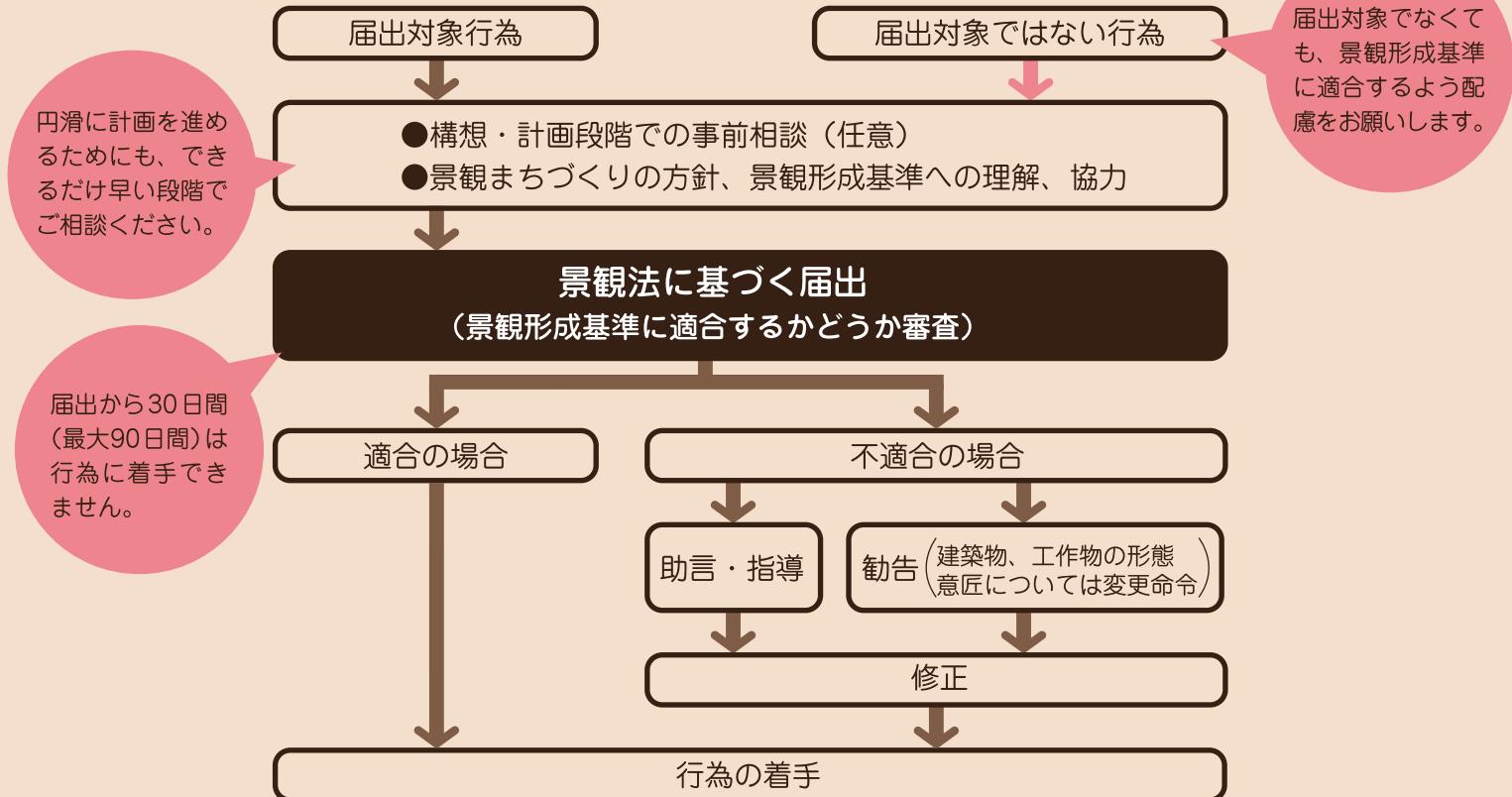
景観まちづくりの推進に向けて

景観まちづくりを加速させるため、「景観まちづくり重点地区の指定」、「景観資産の保全活用」などの5つのプロジェクトに取り組むとともに、市民、事業者、行政の協働による推進体制を整えます。

■ 大規模な建物を建てる場合などには、景観法、伊豆市景観まちづくり条例に基づき、事前の届出が必要です。

建物などを建てるときには周りの景観への配慮をお願いします。

届出の流れ



届出が必要な区域：伊豆市内全域。

ただし、道路景観軸から1kmの範囲は、届出対象行為が市内全域と異なります。





届出対象行為

行為の種別

建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更(各見付面積の1/2以上の変更)

工作物の新設
増築、改築、移転、外観の変更

擁壁

橋梁、高架道路

地上に設置する太陽光発電施設

時間貸し駐車場等

上記以外

開発行為

土石の採取その他の土地の形質の変更

木竹の伐採

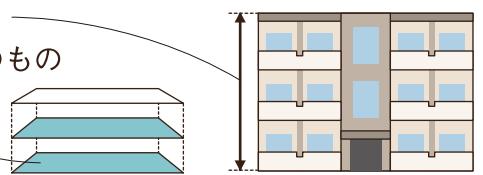
屋外における物件の堆積

特定照明

(夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明)

届出対象となる規模、要件(市内全域)

- ・高さが10mを超えるもの
- ・延べ面積が1,000m²以上のもの



- ・高さ5mを超えるもの

- ・長さ20mを超えるもの

- ・施行区域の面積が1,000m²以上のもの

道路景観軸★の道路中心線から両側1kmの区域

- ・施行区域の面積が500m²以上のもの



- ・収容能力20台以上のもの

- ・高さが10mを超えるもの

- ・施行区域の面積が1,000m²以上のもの

道路景観軸★の道路中心線から両側1kmの区域

- ・施行区域の面積が500m²以上のもの



- ・照明の新設、移設、改設及び色彩等の照明方式の変更で、届出対象となる規模の建築物及び工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物(以下、「投光器等」という)及び同敷地内に設置される投光器等

★道路景観軸…国道136号、国道414号、伊豆縦貫自動車道、(主)修善寺戸田線、(主)伊東西伊豆線、(主)伊東修善寺線、伊豆スカイライン、西伊豆スカイライン((一)船原西浦高原線、(一)西天城高原線)、(主)沼津土肥線、(一)遠笠山富戸線、(主)熱海大仁線、(一)中大見八幡野線

屋外広告物(看板など)の設置にも許可が必要です

良好な景観を形成し、危害を防止するため、屋外広告物の高さや大きさなどの基準が屋外広告物法及び静岡県屋外広告物条例によりルールが定められています。屋外広告物を設置する場合は、許可の申請をお願いします。

みんなで景観まちづくりに取り組みましょう

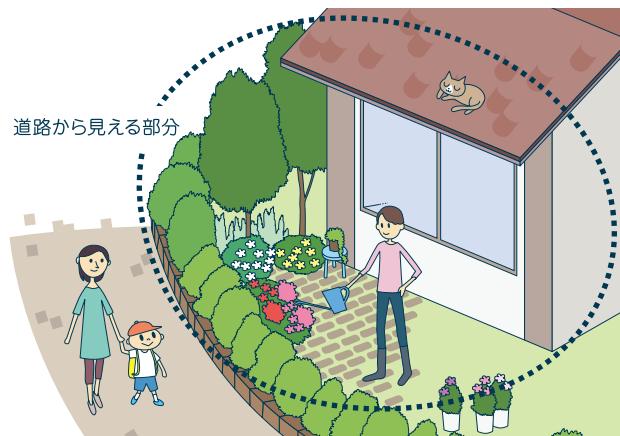
良好で魅力的な景観を守り、誇りに思えるふるさとづくり、訪れたくなる観光地づくりを進めていくには、市民のみなさんと、まちづくり団体、行政が協力し合うことが大切です。

❶ 1人からできる景観まちづくり

建物や敷地は私的な空間ですが、道路から見える部分に少し心配りをすることで、快適に暮らすことができ、周りの人を楽しい気分にさせてくれます。

・ 心配りのヒント

- ・敷地内の整理整頓や掃除に取り組む。
- ・樹木の剪定など、庭の手入れを行う。
- ・季節に応じて、玄関先や窓・塀などに花を飾る。
- ・建替えや改修を行うときに、周りと合うように工夫する。



❷ 地域で協力して景観まちづくり

自分の住む地域をより良くするために、花植え、ゴミ拾いなど、身近なことから取り組んでみませんか。

住民による花壇づくり



土肥の花壇

「伊豆市花の会」の各支部では、育苗や花壇への植栽、花づくり講習会の開催など、伊豆市を花いっぱいにする活動を続けています。

高校生・住民・NPOによる清掃活動



活動の様子

地元の高校生、住民、NPOのスタッフが協力して、修善寺駅周辺で月1回ごみ拾い「修善寺大掃除」を行っています。まちがきれいになるだけでなく、高校生と住民のコミュニケーションの場にもなっています。

地域のお祭りなどへの参加



熊坂しゃぎり

お祭りなどの地域のイベントに参加し、地域について知ることも景観まちづくりにつながっています。イベントに参加したり、運営に協力したりすることで、にぎわいと個性あふれる地域の景観が継承されています。